

5) 学生就学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

1. 学生の修学に係る支援に関する取組

学生の修学に係る支援の取組として、学生生活全般に関しては学生支援委員会および学生支援課学生係が中心となってこれを行っており、学生の健康管理に関すること、奨学金や災害事故の保険手続き、学生行事、その他福利厚生に関すること等の窓口となっている。

また、教員によるオフィスアワーとして研究室を開放し、学生の修学に関する相談を受け入れている。経済的な状況等により学納金を期限までに納入できない場合には、所定の手続きを行った上で、分納若しくは延納を行うといった制度を整備している。

2. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

学生の心身の健康等に係る支援に関しては、保健室と学生相談室を設置している。保健室には看護師、学生相談室には専門の支援員を配置し、学生の心身の相談等に応じる体制を整備している。